

金ケ崎町高齢者福祉計画・第7期金ケ崎町介護保険事業計画の概要

1. 計画の基本的事項

■計画策定の趣旨

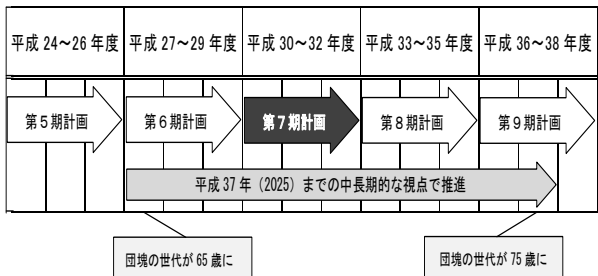
高齢者が健康で安心して心豊かに暮らし、いきいきとして社会参加できる環境づくりを推進するとともに、住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送れるよう「金ケ崎町高齢者福祉計画・第7期金ケ崎町介護保険事業計画」を策定するものです。

■計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。また、「金ケ崎町高齢者福祉計画・第6期金ケ崎町介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

■計画の期間

介護保険事業計画は、3年毎に見直しを行うこととなっているため、本計画期間は平成30～32年度となります。



2. 現状と課題

○健康づくり活動や趣味等のグループを自主的に立ち上げて企画・運営していくためのきっかけづくり、身近な通いの場の整備などの参加促進の仕組みづくりが求められています。

○介護サービスの質の向上のため、ケアマネージャーや介護サービス事業所の職員を対象とした研修やケアマネジメントに関する勉強会を実施していますが、より実践的で効果的な内容にするためには、現状や課題を常に把握・反映させ、継続していくことが求められています。

○介護サービス事業所を運営する上で、職員の確保が何より課題となっていることから、介護人材確保に繋がる支援が求められています。

3. 基本理念

**住み慣れた地域で支え合い
暮らし続けられるまちづくり**

～地域包括ケアシステムの深化をめざして～



◆基本理念の趣旨◆

第6期計画の住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを継承するとともに、高齢者が健康で安心して暮らせるように、誰もが地域の中で“支え合う”ことで、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分の有する能力に応じた生活を送ることができるまちをめざします。

4. 計画の基本方針

基本方針① 生きがいの推進

- 高齢者がいきいきと心豊かに過ごせるように、地域でのふれあい交流や生涯学習などを支援し、生きがいの推進します。
- 高齢者自身が知識や経験等を活かして身近な場で自主的に活動できる環境づくりや、地域活動の担い手として活躍できる仕組みづくりを進めます。

基本方針② 健康寿命の延伸・重度化防止の推進

- 町民一人ひとりが主体的に健康づくりや生活習慣病予防に取り組めるように健康増進について普及啓発し、健康寿命の延伸に向けて取り組みを進めます。
- 要介護状態等になることの予防、要介護状態の軽減、重症化の防止に向け、各種介護予防事業に取り組むとともに、地域での介護予防活動を醸成します。

基本方針③ 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、高齢者のニーズ等に即した在宅サービスの展開や住宅環境の整備に努めるとともに、家族介護者が介護を理由とした離職や介護負担を軽減できるよう推進します。
- 高齢者虐待の防止や、認知症の人やその家族を支える体制を充実させることで、高齢者の尊厳に配慮できるように取り組みを進めます。

基本方針④ 地域包括ケアシステムの深化

- 地域包括ケアシステムの深化・推進にあたって、中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、様々な専門職や関係機関等が連携・協議する場の充実を図ります。
- 地域の多様な主体の参加を促進し、高齢者のニーズに応じた生活支援サービスを提供できるように事業の構築に努めます。

基本方針⑤ 介護保険制度の円滑な運営

- 安心して介護サービスが利用できるよう、介護サービス事業者への指導・助言や研修、介護人材の確保に向けた取り組み、適正な要支援・要介護認定および介護給付の適正化に努めます。

5. 施策の展開

【基本方針】

【施策の方向】

生きがいの推進

- 生きがいの支援の充実

健康寿命の延伸・重度化防止の推進

- 健康づくりの推進
- 介護予防の推進

高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり

- 在宅生活の支援
- 高齢者の住まいかたの支援
- 認知症施策の充実
- 高齢者の権利擁護の推進
- 家族介護者への支援の充実

地域包括ケアシステムの深化

- 医療と介護の連携強化
- 地域包括支援センターの機能強化
- 多様な生活支援サービスの推進

介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険事業の推進
- 情報提供体制の充実

- 重点**
- ★ 身近な場所での介護予防と通いの場の充実
 - ★ 多職種協働によるケアマネジメントの充実
 - ★ 介護人材確保の取り組み

6. 重点施策



重点施策1 身近な場所での介護予防と通いの場の充実

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指して、地域の高齢者が集まり身近な場所で行うことができる「いきいき百歳体操」を導入します。

重点施策2 多職種協働によるケアマネジメントの充実

支援を要する高齢者の自立した日常生活の実現に向けて、保健医療及び福祉サービスが適切に提供されるよう、多職種協働によるケアマネジメントの充実に継続して取り組みます。

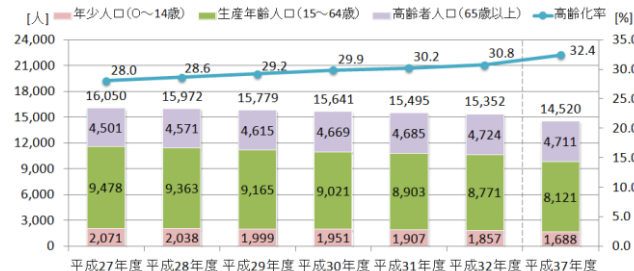
重点施策3 介護人材確保の取り組み

介護サービス事業所を運営する上で、職員の確保がより一層重要な課題となっていることから、介護人材確保に繋がる支援に取り組めます。

7. 高齢者人口の推移

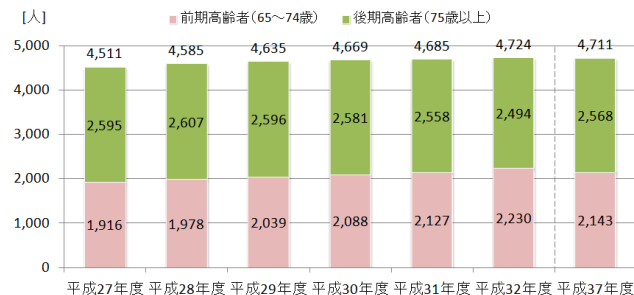
当町の総人口は1万6千人台で推移していましたが、平成28年度以降は1万5千人台になり減少傾向にあります。年齢階層別に見ると、年少人口と生産年齢人口は減少する一方で、高齢者人口は増加しており、高齢者人口割合（高齢化率）は平成29年度で29.2%となっています。

第7期計画末の平成32年度には、当町の総人口は15,352人と見込まれ、更に高齢化率は上昇して30.8%と予測されています。



※「住民基本台帳」各年9月末時点。平成30年度以降は、平成25年～平成29年（9月末現在）の住民基本台帳における対前年比増減率の平均を基に、コーホート変化率法により推計。コーホート変化率法とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

高齢者人口の推移は、平成28年度までは前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに増加傾向でしたが、平成29年度からは後期高齢者が減少傾向に転じています。この減少傾向は第7期計画期間中も続くと見込んでいますが、平成37年度頃には団塊の世代が後期高齢者となるため、再び増加傾向に転じると見込んでいます。



※「住民基本台帳」各年9月末時点。平成30年度以降は、平成25年～平成29年（9月末現在）の住民基本台帳における対前年比増減率の平均を基に、コーホート変化率法により推計。



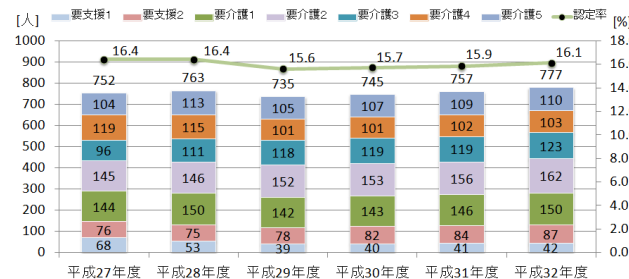
介護保険は介護を国民皆で
支え合う制度です



8. 認定者の推移

平成29年9月末時点で認定者数は735人となっており、65歳以上の高齢者数に占める割合（認定率）は15.6%となっています。

第7期計画期間中の高齢者数は増加傾向にあるものの、介護認定者の多くが後期高齢者であり、後期高齢者数は減少見込みであることから、第7期計画期間中の認定者数はゆるやかな増加を見込んでおり、第7期計画末となる平成32年度は認定者数を777人、認定率は16.1%になると見込んでいます。



※「介護保険事業状況報告」各年9月分。平成30年度以降は推計値。認定者数は第2号被保険者を含む。

9. 介護保険事業費の見込み

介護予防事業等の実施により、高齢者の自立支援・重度化防止を図ったことで、第6期介護保険事業費は対計画値を下回る見込みであることから、第7期介護保険事業計画は認定者数の増加を見込んでいるものの、介護保険事業費は、4,557,406,552円（対前計画比△1.6%）になると推計しています。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付見込額	1,417,695	1,459,385	1,503,978
総給付費<一定以上所得者負担等の調整後>	1,315,485	1,356,463	1,400,344
総給付費	1,315,697	1,340,706	1,367,862
一定以上所得者負担の見直しに伴う影響額	△212	△328	△339
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	16,085	32,821
特定入所者介護サービス費等給付額	70,200	70,350	70,500
高額介護サービス費等給付額	27,250	27,800	28,350
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,300	3,300	3,300
算定対象審査支払手数料	1,460	1,472	1,484
地域支援事業費見込額	57,550	58,800	60,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	37,550	38,300	39,000
包括的支援事業費・任意事業費	20,000	20,500	21,000
総事業費見込額	1,475,245	1,518,185	1,563,978

10. 介護保険料の算定方法

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が計画の策定を通じて3年ごとに算定・見直しを行います。介護保険料の基準額は、保険料として収納する額に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込数で除して年額を算定し、その金額を12で除して月額に換算した額となります。

第7期計画期間中においては、介護給付費準備基金を9,520万円取り崩すこと（取り崩し後基金残額：約1億円）により、介護給付費準備基金を取り崩さずに算出した5,803円から603円減額した5,200円を第7期介護保険料基準月額とします。

① 第1号被保険者が負担すべき経費（3年間）（総事業費）	4,557,406,552円
② 第1号被保険者負担相当額	23%
③ 調整交付金相当額	224,795,328円
④ 調整交付金交付見込額	356,399,000円
⑤ 介護給付費準備基金取崩額	95,200,000円
⑥ 保険料予定収納率	99.61%
⑦ 弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	13,215人
⑧ 月額	12か月

【第1号被保険者の保険料基準額（月額）算定方法】
第1号被保険者保険料基準額＝(①×②-③-④-⑤)÷⑥÷⑦÷⑧

第7期介護保険料額（基準月額）5,200円

所得段階	区 分	保険料率	年額(円)	(参考) 第6期(円)
第1段階	ア 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.50	※31,200	32,400
	イ 生活保護被保険者			
	ウ 本人及び世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方			
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.70	43,700	45,300
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	46,800	48,600
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.932	58,200	60,400
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	62,400	64,800
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.225	76,500	79,400
第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	81,200	84,200
第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	93,600	97,200
第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.60	99,900	103,600
第10段階	住民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上の方	1.75	109,200	113,400

※第1段階は公費軽減前の保険料。軽減後は保険料率0.45で28,100円